

総務課長等からの記者会見の留意事項説明（骨子）

（総務課長から記者会見に臨むにあたっての説明。記者会見直前に、記者会見室に隣接した質問手続室などで行う（所要時間約15分）。）

1 あいさつと御礼

総務課長（補佐）の〇〇と申します。判決宣告後で大変お疲れのところ、皆様には記者会見に出席していただけたとお聞きしました。御協力ありがとうございます。

今から記者会見について説明させていただきます。

2 記者会見の趣旨等について

(1) 記者会見の主催等

記者会見の主催は、大阪司法記者クラブです。大阪司法記者クラブとは、皆さんがよく御存知の全国紙（朝日、読売、日経など）や放送メディア（NHK など）等の報道機関によって自主的に組織された団体で、日頃から、裁判関係の取材、報道を行っています。これから行われる記者会見は、その司法記者クラブが裁判報道のために主催し、開催するものですが、裁判所としても、裁判員制度を今後よりよいものにしていくために、裁判員等を経験された多くの皆さんに、記者会見で率直な御感想を述べていただきたいとの思いから、これに協力し、皆さんに御参加を呼びかけるところです。

(2) 公表事項の確認

記者会見に御出席いただくに当たって、先ほど記載いただきました記者クラブに公表して差し支えない事項に関して、念のために確認させていただきます。

・・・番の方、・・・で間違いないでしょうか。

（作成されたメモで最終確認）

(3) 記者会見の終了時間の確認

記者会見は午後〇時〇〇分から開始いたします。記者会見は、20分程度（これまでの実施状況から人数×3～4分程度で十分と思われる。）を予定していますが、終了時間について、御要望等がございますでしょうか（特に要望がなければ、予定どおりの時間とする。）。

（(2)で確認をしたメモのコピーを記者会見立会補助者（広報係員等）から記者クラブに交付し、併せて終了希望時間を伝達する。）

(4) 記者会見での質問事項

記者クラブからのこのような質問事項が提出されています（記者クラブ側から提出のあった質問事項を示し、質問事項を読み上げる。）。この質問事項については、まず最初に、司会を担当している幹事社が代表して質問する事項です。代表質問が終わってから、各社の記者が、更に個別に質問する場合がありますので、適宜お答えいただければ結構です。質問事項については、主として、裁判員の経験や感想に関するものです。

3 守秘義務について

先ほど裁判長の説明で守秘義務をお守りいただきたいという話があったと思います。裁判員の守秘義務については、いろいろと議論のあるところですが、現在の法律で守秘義務が定められている以上、皆様に遵守していただかなければなりませんので、御理解のほどお願いいたします。

守秘義務について、念のために、私から、もう一度御説明いたします。御注意いただきたいのは、大きく分けて、次の3つになります。

一つ目は、事件関係者のプライバシーに関する事項です。法廷で出たこと以外で、裁判員の方だけが、事件記録などから知り得たプライバシーについては、お話にならないようにお願いします（関係者のプライバシー、人権の保護）。

二つ目は、「評議の秘密」です。評議の秘密とは、評議で、裁判員や裁判官がどのような意見を述べたかということや賛成・反対の意見の数、全員一致の結論であったかどうかなど、評決の際の多数決の人数です（評議での自由な発言の確保）。

最後、三つ目は、判決で示された事実認定や量刑の当否を述べるものが禁止されています。例えば、刑が軽すぎるとか重すぎるとかいったことなどは、裁判官と裁判員の皆さんが全員で意見を交換して出された結論ですから、判決宣告後は、控えていただくようお願いいたします（裁判の公正に対する信頼の確保）。

（事案に応じて、想定される個別質問なども伝える。）

以上が守秘義務についての注意点ですが、これに触れない限り、自由に感想などを述べていただければと思います。なお、記者会見には、私が立ち会わせていただきますが、その場で、守秘義務違反になるかどうか判断できない場合もありますので、記者会見中に、私に守秘義務違反かどうかを、聞いていただくことなく、自由にご発言いただければ結構です。記者の質問や皆さんの発言について、守秘義務の観点から問題があると考えられる場合には、私から積極的に指摘させていただきますし、万一、皆さんが守秘義務に触れるような発言をしてしまったときは、記者会見終了後、守秘義務に触れる発言があったことを報道機関に伝えることとなっており、これを受けて、報道機関側は、記事にしないなど、誠実に対応することとなっております。ですから、皆さんは、緊張なされることなく、ご自由に述べていただければと思います。

4 記者会見の流れについて

では、記者会見の流れを説明します。

（記者会見場配席図を配布し、着席場所を説明（裁判員番号の若い順に向かって左から着席。但し、冒頭撮影時は、カメラマン等の意向に従う（一般的には中央に集まって着席。)))

まず、撮影に同意した方に着席いただき、2分間の撮影をします。撮影の際、感想を述べていただいているところを撮影したいとの希望がありますので御了承ください。冒頭の撮影に御協力いただける方以外は、記者会見場の後方に配置した椅子にお座りいただき、冒頭撮影が終わるまで、数分間、お待ちください。

※ムービー撮影がある場合

裁判長から説明があったと思いますが、記者会見については、音声は録音しないことになっていますので、冒頭撮影についても、音声は録音せず、映像だけの撮影になります。

撮影が終了しましたら、残りの皆さんに着席いただき、記者会見を始めさせていただきます。終了後はまた、この部屋に戻っていただきます。

なお、記者会見は、録音しないことになっていることから、記者は筆記しておりますので、できるだけゆっくりとお話いただきますよう御協力をお願いします。

5 個別取材の要望について

記者会見終了後、その場で、記者クラブ側から改めて個別取材に応じていただけないかという要望や、後日、更に取材をしたいので、連絡先を教えてもらえないか、という申出があるかもしれません。

更に取材に応じてもいいという方は要望に応じていただければよいですし、義務ではありませんので、応じたくない方は断っていただいて全く問題ありません。意向に反して取材をするということはないと聞いていますが、もし、対応上お困りのことがありましたら、遠慮無く、私や総務課の職員に申し出てください。

なお、この個別取材につきましては、裁判所の職員が立ち会うことはできません。各人の御責任において対応していただくことになりますので、御了承ください。

6 記者会見場への案内

では、皆さん御一緒に、記者会見場に案内いたします。よろしくお願いいたします。

第○刑事部
被告人 ○○○○

会見に御出席いただく裁判員等経験者

※ 公表して差し支えない事項を太枠内に御記入ください。

冒頭撮影(2分間)については、可・不可のいずれかにチェックをお願いいたします。

(担当者記入欄)	ふりがな 氏名	性別	年齢, 年代	住所地	職業	冒頭撮影	備考欄
<input type="checkbox"/> 裁判員()		<input type="checkbox"/> 男	代			<input type="checkbox"/> 可	
<input type="checkbox"/> 補充裁判員()		<input type="checkbox"/> 女	(年 月 日生) 歳			<input type="checkbox"/> 不可	

記載例

(担当者記入欄)	ふりがな 氏名	性別	年齢, 年代	住所地	職業	冒頭撮影	備考欄
<input checked="" type="checkbox"/> 裁判員(1)	おおさか たろう	<input checked="" type="checkbox"/> 男	代			<input checked="" type="checkbox"/> 可	
<input type="checkbox"/> 補充裁判員()	大阪 太郎	<input type="checkbox"/> 女	38歳 (昭和46年10月10日生)	大阪市北区	会社員	<input type="checkbox"/> 不可	
<input type="checkbox"/> 裁判員()		<input type="checkbox"/> 男	30代			<input type="checkbox"/> 可	
<input checked="" type="checkbox"/> 補充裁判員(2)		<input checked="" type="checkbox"/> 女	(年 月 日生) 歳			<input checked="" type="checkbox"/> 不可	

平成 年 月 日

事務連絡(メモ)

大阪地裁総務課

下記1の対象事件にかかる裁判員経験者について、会見出席の意向確認をした結果、下記2の方々がご出席いただけるとのことでしたので、お知らせします。

1 対象事件

担当部
被告事件名
被告人氏名

2 会見に出席する裁判員経験者

	(ふりがな) 氏名	性別	年齢・年代	住所地	職業	冒頭撮影	備考欄
1							
2							
3							
4							
5							
6							
補1							
補2							
補3							

合計 名

※×印は、裁判員経験者が公表を希望していない事項であることを意味します。

※本メモは、用済み後直ちに処分してください。

以上